

郡山市中小企業賃上げ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、最低賃金引上げにより影響を受ける市内の中小企業等に対して、その影響緩和と雇用維持を図るため、福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金募集要項（令和8年2月12日制定）に基づく助成金（以下「県助成金」という。）の助成を受けた事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号）第20条の3の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が不相当と認める者を除く。

- (1) 県助成金の助成を受けた者
- (2) 市内に事業所を有する者
- (3) 県助成金の賃上げ対象従業員のうち、市内の事業所に勤務する従業員（以下「対象従業員」という。）について、賃上げ後の賃金水準以上を維持し、1年以上継続して雇用する見込みがある者（県助成金の助成決定を受けた賃金改定の時点において市内の事業所に勤務する従業員で、補助金の申請までの間に転勤した従業員を雇用する者を含む。）
- (4) 市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象従業員（これまで本補助金の交付対象となった従業員又は他市町村の類似の補助金の交付対象となった従業員を除く。）1人につき1万円とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする事業者は、令和8年9月30日までに、郡山市中小企業賃上げ支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 同意書兼誓約書（第2号様式）
- (2) 県助成金の助成決定通知等県助成金の助成を受けたことが確認できる書類の写し
- (3) 県助成金の賃上げ対象従業員一覧（対象従業員が確認できるものに限る。）の写し
- (4) 対象従業員が市内事業所に雇用されていることが確認できる書類の写し（転勤した従業員においては、県助成金の助成決定を受けた賃金改定の時点において市内の事業所に雇用されていたことが確認できる書類の写し）
- (5) 預金通帳の写し等補助金の振込先口座を確認できる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに郡山市中小企業賃上げ支援補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに郡山市中小企業賃上げ支援補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 対象従業員の賃金を、賃上げ後の賃金水準以下に変更又は賃金の支給が中止となる場合は、速やかに市長に協議又は報告すること。
- (3) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (4) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月24日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年6月11日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の前日に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

郡山市中小企業賃上げ支援補助金交付申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 〃

所在又は住所

(フリガナ)

氏名又は法人名

代表者氏名

(自署又は記名押印)

電話番号

郡山市中小企業賃上げ支援補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

1 交付申請額

対象従業員数 (A) ※	交付単価 (B)	交付申請額 (A × B)
人	10,000 円	円

※福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金（以下「県助成金」という。）における賃上げ対象従業員のうち、**郡山市内の事業所に勤務する従業員数**

2 振込先

金融機関名		支店名	
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義 (カタカナで記入)			

※個人事業主の場合、事業主本人名義の口座情報をご記入ください。

添付書類

- 1 同意書兼誓約書（第2号様式）
- 2 県助成金の助成決定通知等県助成金の助成を受けたことが確認できる書類の写し
- 3 県助成金の賃上げ対象従業員一覧（対象従業員が確認できるものに限る。）の写し
- 4 対象従業員が市内事業所に雇用されていることが確認できる書類の写し
(転勤した従業員においては、県助成金の助成決定を受けた賃金改定の時点において市内の事業所に雇用されていたことが確認できる書類の写し)
- 5 預金通帳の写し等補助金の振込先口座を確認できる書類

同意書兼誓約書

年 月 日

郡山市長

申請者 千

所在又は住所

（フリガナ）

氏名又は法人名

代表者氏名

（自署又は記名押印）

電話番号

郡山市中小企業賃上げ支援補助金の交付申請に当たり、下記の事項について同意及び誓約します。
なお、下記事項に偽りがあることが判明した場合には、交付決定の取消しに同意し、交付された補助金がある場合は、一部又は全部返還することに同意します。

記

1 同意事項

- (1) 税務担当課へ次の税目の納付状況（税目、税額、申告の有無等）を確認すること。
【個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税】
- (2) 福島県への福島県中小企業賃上げ緊急一時支援事業助成金募集要項に基づく助成金の助成状況（申請内容、助成額等）の照会に関すること。
- (3) 市長が必要に応じて行う調査に協力すること。

2 誓約事項

- (1) 申請書の記載内容及び添付書類に一切の虚偽がないこと。
- (2) 県助成金の賃上げ対象従業員のうち、市内の事業所に勤務する従業員について、賃上げ後の賃金水準以上を維持し、1年以上継続して雇用する見込みがあること。
- (3) 対象従業員にこれまでに本補助金又は他市町村の類似の補助金の交付対象となった従業員が含まれていないこと。

郡産政第 号

申請者
所在又は住所

氏名又は法人名

郡山市中小企業賃上げ支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日 付けで提出された補助金交付申請に対し、次のとおり補助金を交付することと決定したので、郡山市中小企業賃上げ支援補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

令和 年 月 日

郡山市長

補助事業の名称	郡山市中小企業賃上げ支援補助金
補助金交付額	
補助条件	<ol style="list-style-type: none">賃上げ後の賃金水準以下に変更又は賃金支給の中止が生じた場合は、速やかに市に協議又は報告すること補助金の交付の決定後、市長が必要に応じて行う補助金に係る調査について、協力に応じること補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること虚偽若しくは不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたと認められたときは、この補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがあること

第4号様式（第5条関係）

郡産政第 号
年 月 日

様

郡山市中小企業賃上げ支援補助金不交付決定通知書

郡山市長



年 月 日付けで申請された郡山市中小企業賃上げ支援補助金について、下記の理由により交付しないことと決定したので、郡山市中小企業賃上げ支援補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

(理由)